

# 『石華老人開戒口訣』の紹介

(はじめに)

「撰者及び撰述年次を伝えていないが、内容的には頗るよく整えられた戒法論であり、禪戒に通じた江戸後期の宗学者の著述と思われる。」

これは、『続曹洞宗全書』『禪戒』所収『開戒口訣』についての解題の一文である。底本が岸沢文庫所蔵の写本であるほかは、未詳であった。

また、駒澤大学図書館は『石華老人戒説私記』(整理番号一七四―二)を所蔵する。これは北野元峰師による筆写・加筆であろう。序・跋は無く、章立ても前者に類似する。

今回の報告は、平成九年六月、兵庫県出石町の龍福山見性寺へ拝登し、同寺十三世幽蘭本秀和尚(一八四七年)についての資料調査の折、その蔵書中に『石華老人開戒口訣』一冊(以下『見性寺本』と表記)を見出したので、その概要を述べ、『見性寺本』にのみ付される序文に基づいて、編著者を

## 本 多 寛 尚

明らかにし、全文の紹介を試みるものである。

(1) 『石華老人開戒口訣』(『見性寺本』)の概要

『見性寺本』は、袋綴じ・紙表紙・三十二帖(序文、二帖六行十四字。本文、十二行十八字。)・縦約二十七センチ・横約十九センチからなり、全て清書されている。

表紙の裏に「代先師付(先師に代わって付す)。秀道人(教外一秀道人)。默應力生(喚參默應力生)」と記されている(括弧内は筆者の判読)。

この記録は見性寺十三世の幽蘭本秀和尚在世の頃(一八四七年)か、少し下ったころの出来事であろうと思われる、見性寺の十六世教外一秀和尚が、「先師」に代わって、十七世たる喚參默應和尚へ伝授したことを示すようである。十五世梵岳禅巖和尚と十七世喚參默應和尚とは師資の関係にあるので、「先師」は十五世梵岳禅巖和尚の可能性がある。

この書き付けは、『見性寺本』の上書（序文が一七六九年）からおおよそ八十年後のことである。堂奥に伝わる説戒の書と考えるべきであろうか。

また、本文の冒頭には、各章の題目が掲げられるが、『見性寺本』と『続曹全』とは異同が見られる。章立てのみのことで、内容にまで及ぶ問題ではないが、なぜこのような差異が生じるのか不思議である。（註①）

『見性寺本』	『続曹洞宗全書』
開戒口訣序	第六説三帰依、第七説三聚戒、第八説十重禁、第九大小簡異、第十戒壇縁起、集要戒目
第一纂要勸信、第二受不受別、第三発菩提心、第四懺悔罪愆、第五説戒因縁、	第六説三帰依、第七説三聚戒、第八説十重禁、第九説十重禁、第十戒壇縁起、第十一 雑記、永平家伝戒訣

この章立ての中、「第十戒壇縁起」は、かつて「天下の三戒壇」と称された中の一つ、筑紫観世音寺に隣接する戒壇院（現在、臨濟宗妙心寺派。）において、一七〇〇年代当時の戒壇院住持比丘運照慧燈（一七二〇年一月寂）によって、宝永五（一七〇八）年に刊行された『戒壇縁起』を転載したものである。（註②）

「集要戒目」と「第十一雑記」は、用語説明であるが、実は『見性寺本』の「開戒口訣序」には、「分成十章（分けて十

章と成す）」と示してあるので、「第十一雑記」章を設けている写本は、後の増添と見ざるをえない。

菩薩戒作法に相当する「永平家伝戒訣」は、面山の『永平祖師得度略作法』（一七四四年秋序跋）そのものであるが、『見性寺本』には無い。『見性寺本』の成立は、この『作法』の刊行以前であり、雪心白痴がこの戒作法を意識した様子は見受けられず、面山瑞方と益之万孚との交流も確認できない。平成十一年までの調査では、見性寺庫中に授戒作法文は見出されていない。

（註①） 駒澤大学図書館の『石華老人戒説私記』では、第一纂要勸信・第二発菩提心・第三懺悔罪愆・第四説戒因縁・第五説三帰依・第六説三聚浄戒・第七説十重禁・第八受不受別・第九大小簡異・第十戒壇縁起・第十一雑記の順になる。やはり序や跋はない。

（註②） 福岡市教育委員会の調査によると、律宗と西大寺流真言律で栄えたらしい太宰府は、十七世紀初頭には疲弊していたという。そこへ、寛文八（一六六八）年以來、復興の潮流に乗る戒壇院に、法隆寺から正洞律師が招かれ、続いて讃岐の靈芝寺（香川県大川郡志度町。真言宗。）から運照慧燈律師が招かれ、元禄年間には再興が成っている。

運照律師は、その執り組みの一つとして、戒律に対する意識の高揚を願ったのであろうか、この『戒壇縁起』は一枚の紙片に木版刷りで、読み易さの便宜の為に察せ

られるフリガナが添えられている。

現在、福岡市内の真言宗東長寺に、唯一枚、ほぼ当時のままに確認されており（『福岡市文化財調査目録5』一七五頁、一六八五番。福岡市教育委員会、平成五年発行。）、『九州の神社シリーズ』⑬（筑前太宰府）「戒壇院」（九州歴史資料館、平成六年初版発行。）に活字で掲載されている。

『統曹全』と『見性寺本』とを比較すると、当然、後者が、より原本に近いことが分かるが、ここに再度、その参照の便を図って全文を紹介したい（『統曹全』「禪戒」三六三頁下より三四四頁上に相当）。

### 『戒壇縁起』

夫レ戒律ハ禪定智恵ノ基ニ至ルノ正路ナリ。故ニ受ルニ軌則アリ。壇ヲ築ニソノ式アリ。釋迦佛成道十年ニ。樓至菩薩ノ請ニ依テ。祇園精舎ノ外院東南ノ隅ニ。始テ戒壇ヲ築キ玉フ。曲ク南山祖師ノ圖經ニ見ユ。ソノ後佛法震旦ニ流テ。南宗ノ元嘉十一年。求那跋摩尊者戒壇ヲ南林寺ニ築キ。僧尼ノ受戒ヲ營ム。コレ漢土壇ヲ築ノ始ナリ。本朝ノ天平勝寶年中。聖武帝ノ請ニ應ジテ大唐ノ鑑真大師。東大寺大仏殿ノ西ニ。戒壇ヲ築キ玉フ。皇帝ヲ始メ。后妃百官競テ戒壇シ菩薩ノ大戒ヲ受ク。天下ニ勅ヲ下シテ。一切ノ僧尼南都ニ來テ戒ヲ受テ學シム。大師招提寺ヲ建立シ。亦戒壇ヲ築玉フ。孝謙帝始テ戒壇受戒シ玉フ。然ルニ。東關海西ノ人。中國ニ來テ戒壇受戒スル。其勞スクナカラズ。故ニ淡路廢帝天平寶字五年。詔アテ下野國藥師寺ト同ジク。此戒壇ヲ觀

世音寺ニ築キ。東西邊方ノ受戒ヲ營シム。其コト國史ニ昭々タル所ナリ。削髮染衣ノ者誰カ此靈壇ニ登ラザラン。聖勅ノ輕カラザル。上古ノ諸祖或ハ中國或ハ兩邊。登壇受具セザルナン。真大師始テ本國ノ請ニ應ジ玉フ時。天竺ノ道場并ニ大唐西明寺ノ土ヲ將來シ。本國ノ土ニ和シテ築キ給フ。乃チ戒法ノ血脉三國相承セルコトヲ表シテ也。コレ戒壇ヲ築クコトノ易カラザル誰カ仰ガザラン。二百五十ノ善神アテ。此ノ戒壇ヲ守護ス。若一戒ヲ持テバ一神守リ。二戒三戒モ亦シカリ。徒此ノ庭ニ詣デ。此ノ壇ニ登ル者モ。ナンゾ災ヲ除キ。福ヲ致サバラン成佛結縁又疑ベカラズ。寶永五年佛歡喜日筑之前州觀世音寺戒壇院住比丘燈連照記。

ここに唐招提寺を「招提寺」と略すが、この表記は幾つもの例が有ろう。これを参考にしたのか定かではないが、幽蘭本秀はその編著『永平教授戒文辨解』に「正大寺」としている（『駒沢大禅研究所年報』第十号へ平成十一年三月刊）所収、拙論「翻刻・校注『永平教授戒文辨解』」一五七頁下）。

また、「登壇シ菩薩ノ大戒ヲ受ク。天下ニ勅ヲ下シテ。一切ノ僧尼南都ニ來テ戒ヲ受テ學シム。」と断るのは、この宝永年間当時、すでに、「かつて、出家得度の為には、必ず三戒壇へ登壇していた」という認識が低いからであろう。しかも「菩薩ノ大戒ヲ受ク」として、沙弥戒や具足戒を述べないのは、史実や出家の実際という問題意識ではなく、筑紫戒壇院復興のための、一般民衆へのアピールだからであろうか。

さらに、「鑑真大師始テ本國ノ請ニ應ジ玉フ時。天竺

『石華老人開戒口訣』の紹介（本多）

ノ道場并ニ大唐西明寺ノ土ヲ將來シ。本國ノ土ニ和シテ築キ給フ。乃チ戒法ノ血脉三國相承セルコトヲ表シテ也。」との件から、「三國」という表現には、単にこの戒壇の歴史的経緯を述べていることがわかる。

曹洞宗の祖堂諷経回向文をめぐって、同じく「三國」という表現が問題となったようだが、そこに読み込む仏祖師は、基本的に『正法眼藏』『仏祖』（一二四一年示衆）に倣っており、その巻末に（春秋社本『道元禪師全集』二卷六十八頁）、

道元、大宋国宝慶元年乙酉夏安居時、先師天童古仏大和尚に参侍して、この仏祖を禮拜頂戴すること  
を究尽せり。唯仏与仏なり。

と、自ら示されるように、道元禪師が「正伝」する仏道は、宋からの伝受にはかならない。道元禪師の一人身上に起きた事実をそのまま伝承し、そこに云われる「仏祖正伝」を瞻仰しようとする立場においては、「三國」という二字が有ろうが無かろうが、そこへの理解は嗣法相承を重担とするものであらねばなるまい。

(2) 序文とその筆者について

この見性寺蔵『石華老人開戒口訣』で注目すべきは序文であり、これに依って、今日まで知られることのなかった「撰者及び撰述年次」が特定できるので、ここでは、もともと付されている返り点と送り仮名とに従って、書き下し文にて紹介する（傍線筆者）。

開戒口訣序（書き下し）

凡ソ三學ノ要タルヤ、戒コレガ基址タリ。定慧兼ネ備テ、一モ虧闕ス可ラザルコト、猶ヲ、鼎ノ三足ノゴトシ。中ニ就テ、戒學ノ如ハ、苟モ該通明了セザルトキハ、則、人ヲシテ心開意解セシムルコトアタハザルナリ。況ンヤ凡凡ヲ撰入シテ、同ク毘盧性海ニ投入スルヤヤ。

吾師、曾テ空印大乘ノ室中ニ於テ、戒会ヲ開ク毎トニ、之ヲ説示スルニ典據ヲ以シ、之ヲ勸誘スルニ因由ヲ論シテ、惑ヒヲ解キ迷ヒヲ導ヒキ、人ヲシテ信解セシメント要ス。乃チ持犯開遮ノ岐ヲ分チ、大小通別ノ異ヲ簡ンデ、而シテ受授嚴密ノ奥ニ至レリ。

余、左右ニ侍シテ、竊カニ之ヲ筆シテ、竟ニ卷ヲ成ス。分テ十章ト成シテ、名テ開戒口訣ト曰フ。乃チ自ら珍襲シテ、他ヲシテ之ヲ傳寫セシムルコトアタハザルモノハ、之レヲ慳ムコトアルニアラズ。未ダ先師ノ蘊奥ヲ盡サザルヲ以テナリ。

然リト雖モ、蓋シ、戒衰ヘ信薄キノ時ニ當テ、師タルノ人、之ニ依テ説似セバ、以テ戒徳ヲ益スベク、子タルノ人、之ニ依テ信入セバ、以テ戒根ヲ長ズナリ。然ルベクンバ、實ニコレ室内ノ法寶ニシテ、児孫ニ貽厥スルノ法施ニ非ズヤ。之ヲ序トナス。

これ時、明和六己丑年、臘月佛成日

河南禪窟に寓せる小子益之孚、和南書。

これによると、『石華老人開戒口訣』は、明和六（一七六九）年、「益之孚」なる人物が、「空印寺・大乘寺で戒師として活躍のあった師僧の威光を、説戒の様相そのままに整理し残そうと記したものだ、その肝要を述べ尽くしたとは言えない。よって、当面の他見を憚るが、戒法が衰退したり信心が失われるような時には、是非、上足によってこれを活かしてもらいたい。」という本懐のもとに書き付けたものである。たしかに、序文以下、本文も全て整理されており、これを基に、あとは上梓を待つのみという様相である。

この「益之孚」は、『面山広録』（一七七三〜一七七七年刊）にも同じく序（一七七七年）を残した益之万孚（一七一〜一七八九年）である。その行状は、『曹洞宗近世僧伝集成』（曹洞宗務庁、昭和六十一年刊）「益之万孚」の項（養源寺所蔵『益之禪師語録』『先師益之老和尚行業記』）によって窺うことが出来るので、これをもとに、諸師との関係を含めて知られるものである。

益之万孚は、空印寺の雪心白痴（一六七五〜一七四一年）について出家剃髪（一七一九年）した。その雪心白痴が空印寺を離れる時のことが、次のように記されている。（註①、『曹洞宗近世僧伝集成』五一頁、以下、『僧伝集成』と略す。傍線筆者。）

『石華老人開戒口訣』の紹介（本多）

雪翁患病。迺以院事付面山禪師。齊別野。以燕居。謂之石華。師亦司巾瓶之。

（雪翁、病を患い、すなはち院事をもって面山禪師にたのむ。別野をととのへ、もって燕居とす。これを石華といふ。師もまた巾瓶を司る。）

この件で、「石華老人」が益之万孚の師僧雪心白痴であることが判明する。

益之万孚は、大機行休（大乘寺三十四世）や、慈麟玄趾（大乘寺三十七世）・密山道頭（大乘寺二十九世）に参禅している。後に、雪心白痴が大乘寺に住することとなり、一七三八年、益之万孚は華岳寺の首座を努め、大乘寺の侍者として、再び師に随い嗣法。

雪心白痴の示寂が一七四一年なので、嗣法はこの三年の間に成されたのであろう。また、「先師雪心白痴禪師行状」（『僧伝集成』三六九頁より）には、その文末に「寛保元年十月九日。小子益之孚謹状」とあるので、雪心白痴の示寂（一七四一年）直後に行状を記録したことが分かる。

大乘寺を慈麟玄趾（一六九〇〜一七六四年）が董すのは雪心白痴示寂の時からである。益之万孚は、その侍者をも務め、その後、寛保二（一七四二）年春から一年間、嘗て、雪心白痴が住した「蘆月菴」に入っている。

師僧雪心白痴の示寂以来、益之万孿は、各地で説戒を勤めており、『見性寺本』に序が成る明和六（一七六九）年は、益之万孿が養源寺の住持に就く年のことである。また、明和八（一七七二）年に空印寺へ移錫した折りの様子が『僧伝集成』二七六頁上、

丕振起永祖已墮之心宗。高提唱雪翁单伝之家風也。

（おおいに、永祖已墮の心宗を振るい起し、高く雪翁单伝の家風を提唱す。）

と伝えられており、この『石華老人開戒口訣』を座右の物として、雪心白痴以来の戒義を宣揚したことが察せられる。

序文末尾に「河南禅窟」とある。密山道頭（現在、羽曳野市）の示寂した河内国「天童山大黒寺」は、密山道頭が開創し、かつて雪心白痴が住持しており、慈麟玄趾がここから大乘寺へ出ている。益之万孿は、ここに宝曆十（一七六〇）年以來およそ十年間住持しているので、この序文が成された「河南禅窟」とは、大黒寺のことではなからうか。

〔註①〕『曹洞宗近世僧伝集成』五十一頁、傍線筆者。「別野」は「別墅」か。「巾瓶」は日常の身辺の世話のことか。

〔註②〕『曹洞宗近世僧伝集成』二七五頁上十八行目に「常福寺」とあるのは誤植で、正しくは「東福寺」。

〔註③〕同じく『益之禪師語録』中。  
〔註④〕『曹洞宗近世僧伝集成』三七一頁に「小師・益之孿」とあるのは誤植であろう。

### （3）「石華老人」について

『見性寺本』の表題に掲げられる「石華老人」が、空印寺十三世・大乘寺三十六世の雪心白痴であることから、その行状を確認すべきであろうと思う。

卍山道白（一六三六～一七一五、大乘寺二十七世）の法子に益堂雲甫（一六五二～一七一五、一七一四年に大乘寺三十一世）が在る。その高弟が、後の「石華老人」こと雪心白痴（二六七五～一七四一、一七三七年に大乘寺三十六世）なのである。

『益之禪師語録』の「先師雪心白痴禪師行状」によると、宝永六（一七〇九）年、受業師密山道頭が大乘寺を退董し（東福寺に移る）絶学了為が入山するにあたって尽力。続いて、自性寺の再興を手掛けたという。

『卍山広録』巻第四十（『曹全』「語録二」七六三頁下。以下、『曹全』「続曹全」は、各巻の通し頁。）に、「疇自性長老（自性長老にむくいる）」と題された七言律詩が見られるが、これが雪心白痴へ送られたものかどうかは判然としない。一方、「大乘雪心禪師語録序」（『慈麟和尚語録』巻第十一『曹全』「語録四」五八二頁下）には、「投問于洛北自性古寺（へだちて、洛北自性

古寺に投す。」とあるので、あるいはこの自性寺は、現在の京都市左京区かとも想像する。

また、『面山広録』巻第二十三(『曹全』「語録三」七六三頁下)には「呈自性寺白痴和尚」が見られる。また、巻第十五(五七八頁下)に「和白痴禅兄之辞兩足山偈」がある。「兩足山」は、自性寺の山号であろうか。また、「兩足山世尊寺」が現在の山形県にある。

自性寺を辞して隠棲するのだが、これに関して『卍山広録』巻第三十一(六二二頁上)に「授白痴長老偈序」が有り、卍山を訪ね隠棲先への命名を頼み、これに「無礙山蘆月菴」との返答を受けたことが分かる。巻第二十八(五六六頁下)の「蘆月菴記」によると、「丹陽水上郡艸部村」と記され、正徳元(一七一)年に入庵したかに思われる。さらに巻第四十三に「示白痴長老住庵」との七言絶句が有る。雪心白痴が「住庵」したのは「蘆月菴」だけのようなので、この偈頌が示されたのは、正徳元(一七一)年から正徳五(一七五)年八月までのことと言えようか(卍山、正徳五年八月十九日寂)。

正徳四(一七二)年に嗣法師である益堂雲甫が大乗寺に住す。これに従って補佐するのだが、翌年三月二十六日、益堂雲甫の示寂によって雪心白痴の身辺が激しく動くことになる。

この時から大乗寺の監院となったとされるが(『面山広録』巻第二十六、正徳五年)、後席問題で渦中にあつたのであろうか、雪心白痴の『行状』に、次の件がある(傍線筆者)。

享保丁酉。若之空印大鈴和尚虚席。大守忠音公。請師開法焉。同年。師之參。輪董竜溪。明年復還于空印。名声愈著。道風大振。癸卯。白官建随意会。太守賜之糧歲五十石。至于今而盛矣。先此会以益翁謝世。而大乗闕主者。卍山祖翁。命師總其寺事。且与檀越本多氏書諭之。其略曰。痴院主臘雖少。真正道人。与益堂無異。他時以住持而足矣。蓋其为先輩見推重若是也。時有天瑞藏主者弗説。遂為法義之党。師母敢容也議以擯之。瑞後得甫仙禅師之旨。隱居但山。師遠居乎此。而迎出以首衆納。叢林伏其公也。戊申。師患痾。酒以院事付面山禅師。於是太守齊其別墅。為師之燕居。謂之石華。蓋取石上栽花之語也。

(享保二(一七一七)年、若の空印大鈴和尚、席を虚す。大守忠音公、師を請して開法せしむ。同年、師、参じゆき、竜溪に輪董す。明年、復び空印に還り、名声いよいよ著しく、道風大いに振う。享保八(一七二三)年、官につげて随意会にさだめ、太守、これに糧歲五十石を賜い、今に至って盛んなり。

この先に、益翁、世を謝せるを以て、大乗、主者を闕くるに会う。卍山祖翁、師に命じてその寺事を総せしめ、且つ、檀越本多氏に書を与えこれを諭す。其の略を曰はば、「痴院主、臘、わかしといへども、まことに正道の人にして、益堂と異なること無し。他時、住持をもって足れり。」と。蓋し、その先の輩を推して重く見るごと、かくのごと

し。時に、天瑞藏主という者あり、説をはらう。遂に法義の党となるも、師、敢えて容れず、議をもつてこれを擯す。瑞は後、甫仙禅師の旨を得、但山に隱居せり。師は、ここ（空印寺）に居すにおよび、迎え出で、以て衆衲の首となり、叢林、その公に伏せり。

享保十三（一七二八）年、師、痾を患い、すなはち院事をもつて面山禅師にたのむ。ここにおいて太守、その別墅をととのへ、師の燕居となす。これを石華といふ。けだし、石上に花を栽ふの語を取るなり。）

この要点を整理すれば、益堂雲甫の示寂にあたり後継者が定まっておらず、卍山が指示して雪心白痴を監院に充て、急をしのいだ。その間に、大檀越に書面を送り、雪心白痴は神器ではあるが、より年長の人物、曹源滴水を晋山させるよう説得したようである。しかし、これに反発した者達が出てしまい、雪心白痴も空印寺へ移錫したのである。

空印寺は大いに栄えたが、病氣を理由に退董を申し立て、熊本の禅定寺に在る面山に、空印寺への移錫を促す書状を届けているのである。

そこで、東堂としての在所が用意され、雪心白痴はその「石華齋」へと移ったのである。よつて、「石華齋」の所在地は、或いは空印寺に近い場所かと想像するところである。

『面山広録』にもこの経緯が読み取られる。巻第二十三に

（七六三頁下より）、

「復健康堂頭和尚（健康堂頭和尚に復す。）」

惟夫。建康北陸之甲刹。而猯下洞上之巨擘也。然今欲  
拳不慧臘乙徳細。而以代乎巨擘。董乎甲刹也。頗知非己  
分之所能而理之所当辞讓也。然而云々（以下、略）

（それ惟んみれば、建康は北陸の甲刹。猯下は洞上の巨擘なり。しかるに、今、不慧、臘乙・徳細なるを挙げ、巨擘に代えて甲刹を董せんとす。頗る、己れが分のよくなる所・理のかなふ所にあらざることを知りて、辞讓せるなり。しかれども）（以下、略）

との記事が有る。面山（「不慧」と自称）は雪心白痴をして「洞上之巨擘」と呼んで、その文末で、

伏冀。延見待乎来春。

（伏して冀はくは、延べて、来春を待ちてまみえん。）

と約束している。

そして、巻第二十六（八二七頁下）に、享保十三年三月に親書が到着し、翌年二月二十一日に「石華齋」への訪問が適ったと伝えている。

その後記した、巻第十四「寄空印雪心和尚偈并引（空印



雪心和尚に寄せる偈、ならびに引。」(五三六頁)に、

享保十三年(四八頁下段)にも、

若州空印雪心禪師。曾隱于丹之冰。上山中。而長養聖胎。

(若州空印の雪心禪師、曾て丹の氷上山中に隠れ、聖胎を長養せり。)

として、「蘆月菴」隠棲のころを気遣い、

然今禪師応請住空印。結制開堂。雲水蟻聚。

(しかるに、今、禪師、空印に住せよとの請に応じ、結制開堂、雲水蟻聚す。)

とも記録している。(この「禪師」は雪心白痴のことである。)

ところで、『加賀大乘寺史』(館残翁著、北国出版社昭和四十六年九月一日刊)「第二篇」「大乘寺年表」の享保十三(一七二八)年の記事(二二八頁十三行目)に、

雪心白痴、病に罹り大乘の院事を面山に付す

(益之和尚語録)。

とあり、また、冊子『面山瑞方二百二十回小遠忌紀要』(永福会、平成元年発行)所収「永福開山面山瑞方禪師年譜」の

『石華老人開戒口訣』の紹介(本多)

この年、雪心白痴が病に患り、加賀大乘寺の院事を面山に付さんとす。

と記されているのだが、既に示したような状況からすると、これらは誤解ではないかと思われる。

『加賀大乘寺史』の年表は、その典拠を掲げているので、これを直に検討してみたいと考えているが、いづれにせよ、空印寺に面山を請したのが雪心白痴なのである(傍線部分)。

「石華齋」に在る雪心白痴は、面山と親しく連絡しており、『面山広録』に数例伝えられているところから察すると、病身で在りながらも、この十二年間の隠棲は豊かであったと思われる。(註③)

その巻第十六「石華和尚寿像并引」(六〇八)には、

建康第十有三代。石華開齋雪心老和尚寿像者。云々

とあり、雪心白痴の頂相を、檀信徒である酒井忠徂氏が作り、これに面山が贊を加えたことが伝えられている。

『面山瑞方逸録』(『続曹洞宗全書』「語録二」八四三)の「呈河州大黒寺寓居石華老隱林泉主人等(河州の大黒寺に寓居し

た、石華老隱・林泉主人等に呈す）は、

早晨計到。伏承開山老和尚。以今月十二日。入大涅槃也。嗚呼。法山崩矣。禪河乾矣。洞門不幸莫甚乎此。座下等之哀歎可以仰察。不慧身隔國禁。不能自謁。即差隨徒、代上香。兩種非品。聊寓弔札之微忱。恭以高照。

（早晨、計、到れり。伏して承るに、開山老和尚、今月十二日をもつて、大涅槃に入るなり。ああ、法山崩れたり。禪河乾けり。洞門の不幸これより甚しきことなし。座下等の哀歎、もつて仰ぎ察せられ、不慧の身、國禁に隔てられ、自ら謁することあたはず。即ち、隨徒を差しむけ、代りて上香せしむ。兩種の非品、いささか弔札の微忱に寓す。恭しくもつて高照。）

とある。これは、密山道頭（一六五二〜）が元文元（一七三六）年十月十二日に示寂した折、その授業の弟子である雪心白痴や嗣法の弟子慈麟玄趾（一六九〇〜一七六四、一七四一年に大乘寺三七七世）ら、縁の有る者に宛てた弔慰である。

雪心白痴は、密山道頭が開創した天童山大黒寺に住すこととなり元文元（一七三六）年には石華齋を離れるが、さらにその翌年（一七三七年）、『妙玄白竜和尚語録』巻第九（『曹全』「語録三」二九四頁下）に見られるように、三州白龍の後を受け、大乘寺三十六世として移錫。寛保元（一七四一）年六月

九日、大乘寺に示寂する。

空印寺十四世の面山は、同年七月十六日をもって退董、永福庵へ移っている。

大乘寺三十七世慈麟玄趾には、「大乘雪心禪師語録序」があるので、この『大乘雪心禪師語録』の拝察も試みたい。

（註④）

口述者「石華老人」こと雪心白痴の活躍は、大乘寺と空印寺とにわたっており、時は卍山の最晩年。面山より八歳ほど、慈麟玄趾より十五歳年長ということになる。卍山からその力量を認められ、面山を空印寺に出し、三州白龍に推されて大乘寺に住したということが、あらためて確認できた。

（註①）『曹洞宗近世僧伝集成』三六八頁上末より。

（註②）『曹洞宗近世僧伝集成』三七〇頁下。

（註③）巻第十一に「賀密山和尚八十寿偈并序」が有る。一七三〇年の歳暮のことではないかと思われるが、「盛寒之日石華老和尚。特設胡餅。供吾之合山僧衆。因代衆打偈以謝。」として、また「和用前韻石華老和尚臘月庵中偶成」、また「孟冬謝石華老人之來訪」と、それぞれ七言律詩が有る（四七一〜四七三頁）。また、巻第十四には「和石華老和尚年旦」（五四三頁）と、「元日祝呈石華老隱和尚」（仲春十日訪石華老隱）（五四七頁）、巻第十五にも「和白痴禪兄之辭兩足山偈」（五七八頁）と題された偈頌が見られる。

『面山瑞方逸録』（『統曹全』「語録二」）では、「謝空

印雪心和尚惠獅頭鉢如意」(七三〇頁)・「和石華老和尚  
中秋」(七四二頁)に詩偈がある。

(註4)『曹全』「語録四」五八九頁下の最終行に「雲心」とあるが、正しくは「雪心」。

#### (四) 翻刻、見性寺本『石華老人開戒口訣』

〔翻刻凡例〕

- 一、以下に、見性寺蔵『石華老人開戒口訣』を翻刻する。
- 一、異体字・略体字などは、基本的に原文に従った。
- 一、『統曹全』「禪戒」所収の『開戒口訣』(三四七〜三六六頁)との比較の便宜を図るため、傍注《》内に該当頁数を示した。

- 一、『統曹全』との相違点を、ゴシックや註で示した。  
留意点なども示したため、各章ごとに註を設けている。
- 一、引用經典で『大正藏』に確認できたものは傍注にTで示した。

- 一、また、『統曹全』本文中に見られる割り注は、全て、『見性寺本』には無い。

### 石華老人開戒口訣<sup>(註①)</sup>

代先師付

秀道人

默應力生

(註②)

『石華老人開戒口訣』の紹介(本多)

#### 開戒口訣序<sup>(註③)</sup>

凡為三學之要乎、戒為之基址也。定慧兼備、一不可虧闕、猶如鼎三足也。就中、如戒學者、苟不該通明了、則不能教人心開意解也。況撰入凡不凡、同投入毘盧性海乎。

吾師、曾於空印大乘之室中、每開戒會、說示之以典據、勸誘之諭因由、解惑導迷、要令人信解。乃分持犯開遮之岐、簡大小通別之異、而至于受授嚴密之奧矣。

余、侍左右、竊筆之、竟成卷、分成十章。<sup>(註④)</sup>名曰開戒口訣。乃自珍襲、不能使他傳寫之者、不有慳之、以未盡先師之蘊奧也。

雖然蓋當戒衰信薄之時、為師之人、依之說似者、可以益戒德、為子之人、依之信入者、可以長戒根也。然別、實是室內之法寶、而非胎厥於兒孫之法施乎。之為序。

維時明和第六己丑臘月佛成日

寓河南禪窟 小子益之孚和南書

(註①)『統曹全』での表題は、『開戒口訣』とする。「石華老人」は雪心白痴(一六七五〜一七四一年)。北野本は『石華老人開戒私記』となる。

(註②)表紙の裏に見られる後代の書き込み。

(註③)『統曹全』には「序」が無い。

(註④)『統曹全』では第十一章として「雜記」が有る。

『石華老人開戒口訣』

小子益之輯録

- 第一纂要勸信
- 第二受不受別
- 第三發菩提心
- 第四懺悔罪愆
- 第五說戒因緣
- 第六說三皈依
- 第七說三聚戒
- 第八說十重禁
- 第九大小簡異
- 第十戒壇緣起

第一 纂要勸信

夫生佛一如、自他齊住スルニ、ソノ平地アリ、屋宅アリ。コレヲ金剛宝戒ト云。是本具ニ

アラズ、他受ニアラズ。シカレドモ、上求下化ノ大願發露スルトキ、必先依住スル者モノハ、此大戒ナリ。千佛萬祖(註④)護持傳來セル。ソノ規則、皆受授ヲカリテ、乃ヒ円成ス。是故

ニ、舍那(註⑤)如是傳誦シ、列聖如是護持ス(註⑥)。吾亦如是傳、汝亦如是得テ、始末アルコトナシ。此ヲ信受スルモノハ、皆法師ノ

語ヲ解シテ、大菩提心ヲ發シ、大信敬ヲ生シ、發露悔過。教ノ如ク修習セバ、即戒ヲ受得スベシ。然而大小ノ異、受不受

ノ別、持犯開遮ノ義ヲ、審知スベシ。瓔珞經云(註⑦)、若有人欲來受者、菩薩法師、先為解說讀誦、使其人、心開意解、生樂着

心。然後為受。(註⑧)

大凡ソ三学ノ要タル、世尊四十九年、苦口叮嚀ニシテ、將ニ

般涅槃ニナンナントシテ、戒ソノ最初ニ鄭囑ス。是故ニ在世滅後、今日ニ至ルマデ、釈子ト称スルモノ、悉ク此戒ヲ以テ、万行ノ本ト為ス。(註⑨)

瓔珞經曰(註⑩)、初發心出家、欲紹菩薩位者、當先受正法戒、戒者是一切行功德藏根本、正向佛道果一切ノ行本ナリ。梵網經曰、是諸仏之本源、行菩薩之根本。是大衆諸佛子之根本也、ト、今茲ニ戒ヲ請フ。是レ本ヲ務モノニシテ、正知、本立道ナルコトヲ。

舍那佛言、一切行以信為首、衆德之根本。(註⑪)

釋尊言、若一切衆生、趣入三宝海、以信為本。シカアレバ、即今縱一向具縛凡夫タリトモ、菩薩大戒ニオイトテ、此一念信ヲ發スレバ、本源ノ戒珠、直下ニ現成スルモノナリ。

信者、一者深信一切衆生皆有仏性、二者須信勤修勝行證菩提、三者諦信咸登佛果、常樂我淨。經曰(註⑫)、大衆心諦信、汝是當成佛、我是已成佛、常作如是信、戒品已具足。華嚴曰、信是道源功德母、長養一切諸善根。

瓔珞經曰(註⑬)、其受戒者、入諸佛界菩薩數中、超過三劫生死之苦、是故應受、有而犯者、勝無而不犯、有犯名菩薩、無犯名

外道。

此戒受ズンバアルベカラザル金口ノ所說。須信受スベシ。又信力ニアラズンハ、戒源ニ徹スルコト不能コト知(註⑭)ヌヘシ。

(註⑩) 佛言、今在此樹下、為十四億人、説住前信想菩薩、受戒法。云々。求戒ノ法、必シモ信想ニ住セザレバ、解シ難ク、入難キコト審細ニ思惟スベシ。

あろう。

(註⑩) 「仏言、」以下の文は、『統曹全』には無いが、『見性寺本』では本文として記述されている。

## 第二 受不受別

(註①) 『統曹全』の内題は『開戒口訣』。『北野本』は『石華老人開戒私記』。

(註②) 「益之」は、益之万学(一七一―一七八九年)。

(註③) 「大小簡異」が第五章ではないため、構成が異なる。

(註④) 『統曹全』に、「此ヲ」とある。

(註⑤) 『統曹全』に、「千仏」有り。

(註⑥) 『統曹全』の「是故ニ」から「第一トス。」までの三行は、『見性寺本』には無い。

(註⑦) 『統曹全』は「苦口」と読むが、『見性寺本』では「苦口」。

(註⑧) 『統曹全』に、「凡ソ」とある。

(註⑨) 『統曹全』は「菩薩ノ大戒」と表記しており、釈尊が説いた戒をもって菩薩戒としている。『見性寺本』では、そうは読めない。

(註⑩) 「此ノ故ニ」から「能得心得ベキナリ。」までの九行、『見性寺本』に無し。

(註⑪) 『統曹全』に、「又」あり。

(註⑫) 『統曹全』に、「二聖之言」あり。

(註⑬) 『統曹全』に、「豈折尊卑人畜哉。」あり。

(註⑭) 『統曹全』に、「故に、」あり。

(註⑮) 「知ンヌ」との表記になるが、「知りぬ」のつもりで

『石華老人開戒口訣』の紹介(本多)

今諸經ニ依ルニ、受ズンバアルベカラザルコト、昭々タリ。受不受ノ差別、審知スベシ。戒ハ万行ノ先鋒、六度ノ基址ナリ。屋宅ヲ造ルニ、先其基址ヲ固スルガ如シ。若基址ナクンバ、徒ニ虚空ニ架セン。必定成就セジ。又是大道ノ資糧、海ヲ濟ルノ船筏ナリ。生死流轉、戒ニアラザレバ、渡ルコトナシ。法身ヲ莊嚴スルニ、戒ヲ瓔珞トシ、煩惱ヲ破除スルニ、戒ヲ清涼トス。又戒經曰、戒如明月、亦如瓔珞珠、微塵菩薩衆、由是成正覺。薩遮尼乾子經曰、如來功德身、以受戒為本、以持戒為始。

月灯三昧經曰、雖有色力及多聞、若無淨戒如禽獸、雖處卑下少聞、能持淨戒名勝士。(註①) 梵網經曰、衆生受佛戒即入諸佛位。又云、若不受戒、外道邪見人、畜生与木頭平等無有異。故知、菩薩戒ヲ受ケザルモノハ、縦ヒ佛法ニオヒテ、勤苦修行シテ、千万劫ヲ經ルトモ、祇ニ衆生ト名ツクルコトヲ。生死ヲ脱シ業障ヲ破シ、(註②) 佛果ヲ成シ、菩提ヲ證セント欲トモ、終ニ得ル理ナケン。是ヲ以、西天國王登位、百官上任、並先受此菩薩戒、蓋欲饒益境邑人民故也。(註③) 諸戒子寧口受已テ毀犯スベクトモ、受ズンバアルベカラズ。毀犯

スレドモ、還是佛弟子ナリ。若受ケザレバ、名テ外道トス。

十輪經<sup>(註④)</sup>曰、膽葡萄花雖萎、猶勝諸餘花、破戒諸比丘、猶勝諸外

道。又曰、受戒後破犯、猶勝外道不受戒者。外道邪見永沈惡

道無有出期、破戒之人以戒威力故、設墮惡道受罪輕微、若墮

地獄作獄中王、若墮畜生作畜生中王、若墮餓鬼作鬼神中王、

若在人間作人中王、若生天上作天中王、生々之処不失王位。

又云、受戒之人若在胞胎、常為天龍善神而共守護。四明曰、

當知受菩薩戒者、如大鵬鳥舉翅高飛、能至十萬九千餘里、菩

薩發心、受此大戒、能越六趣二乘徑、趣無上菩提、坐道場<sup>(註⑤)</sup>。

今共ニ慶喜スラクハ、善惡ヲ識知シテ、戒法ノ受ベキアルコ

トヲ知ル。謂ツベシ万劫ノ宿福、千生ノ一遇ナリ。

法華曰、佛法難値、時亦難遇、宿福深厚、生値佛法ト。諸人

須念無常迅速、生死難期、一旦命終、識神無主。欲受佛戒、

可得ヨシナシ。各宜精進、努力テ之ヲ求ムベシ。

(註①) 『華嚴經』と『涅槃經』からの引用は、『見性寺本』には無い。

(註②) 「此ノ鈔ハ書入ナリ。」(三四九上、十一行目) 以下、

「本源自性清淨ナリ。」(三五〇上、三行目) までの三十一行は、『見性寺本』には無い。『統曹全』は「此ノ鈔ハ書入ナリ。」以下を本文に取り込むが、おそらく岸澤師による注記であらう。

(註③) 『統曹全』に、「然アレバ」と有る。

(註④) 『統曹全』に、「故ニ」と有る。

### 第三 發菩提心

菩薩ノ大戒ヲ乞受センニハ、必先菩提心ヲ發シ初テ得ベシ。

善戒經曰、要先發菩提心方得

受菩薩戒。又曰、發菩提心故、行菩薩戒、是故發心為菩薩戒

支。

遺編曰、受菩薩戒人、直是發菩提心、當念成佛、因果同時。

如好堅樹纔出地面、已高群木、所以菩薩在凡夫能發此心、已

超聲聞之極果。

花嚴經曰、海雲比丘告善財言、發菩提者、所謂發大悲心。普

救一切衆生故。

如昔有沙弥待羅漢而行、忽發菩提心求受菩薩戒、此阿羅漢返

生恭敬、為擔衣鉢讓路而行、ト。シカアレバ、發菩提心ノ最

タルコト、知ヌベシ。若是未發菩提心ニシテ、ミダリニ菩薩

ノ大戒ヲ乞受ストモ、決定受不得ナルベシ。所以者何、發

菩提心ヲ菩薩ト称ス。菩薩心アラズシテ、争カソノ大戒ヲ受

得セン。

神苑清規一百二十問云、發悟菩提心否。アキラカニシリヌ、

佛祖ノ学道、必發大心ヲ先トスルコトヲ。

正法眼藏發菩提心卷云、ソレ菩提心ヲオコストイフハ、オノ

レ未ダワタラザルサキニ、一切衆生ヲワタサント發願シイト

ナムナリ。ソノ形イヤントイフトモ、コノ心ヲオコセバ、ス

デニ一切衆生ノ導師ナリト。

又云、イカガシテカ、一切衆生ヲシテ菩提心ヲオコサシメ、  
佛道ニ引入セント。ヒマナク三業ニイトナムナリ。イタヅラ  
ニ、世間欲樂ヲ、アタフルヲ、利益衆生トスルニハアラズ  
ト、云云。

如此菩提心ハ、初心ヨリ究竟仏果ニ至テ、ツイニ退轉アルコ  
トナン。諸仏菩薩、コノ菩提心ヲ手脚トシ、命根トス。是故  
ニ、法花經曰、每自作是念、以何令衆生、得入無上道、速成  
就佛身ト。知ルベシ、如來ノ壽量トスルモノ、此大願ニ住ス  
ルコトヲ。

涅槃經、迦葉菩薩讚釈迦牟尼佛偈云、發心畢竟無二別、如是  
二心先心難、自未得度先度他、是故我禮初發心、初心已為天  
人師、勝出声聞及緣覺、如是發心過三界、是故得名最無上。

コノ自未得度先度他、コレ諸仏菩薩ノ老婆心ナリ。實ニ二乘  
ニ勝出セル、天人師ノ赤心片ナリ。シカアレバ、各各今發願  
モ亦如是、最無上ナルベシ。是故四弘誓願ハ、コレ菩薩ノ大  
機大用ナリ。眞實體ナリト、勤修スベシ。

聖一國師年譜云、弘安三年十一月五日、夜夢師告圓心曰、我  
等今復當行布薩法、我曾授汝菩薩戒、還知戒體否。心曰、經  
曰、非青黃赤白黒、非色非心、非有非無、非因果法、此豈不  
戒體乎。國師曰、此則果體而非行體、菩薩當以四弘誓願為其  
戒體也。

- (註①) 『統曹全』に、「又」あり。
- (註②) 『紫苑遺編』卷中所収「授大乘菩薩戒儀」第十「歎德  
發願」(『大日本統藏經』第五十九卷六三六頁。)
- (註③) 『統曹全』に、「又」あり。
- (註④) 『統曹全』に、「此ノ」とあり。
- (註⑤) 『統曹全』に、「云云」とあり。
- (註⑥) 『統曹全』に、「又」あり。なお、傍線を付した「無  
二別」は、一般に「二無別」。
- (註⑦) 『統曹全』に、「ノ末ニ」あり。

#### 第四 懺悔罪愆

梵網撮要業疏四下曰、言懺者梵語、本言懺摩。唐言悔往。存  
二方言故曰懺悔。取其義意、懺謂止斷未來非、悔謂恥心於往  
犯、懺有五法。一袒右肩、二膝着地、三合掌、四礼足、五說  
罪名。(註①) 懺悔有七心。生大慚愧、深畏果報、厭離欲染、發菩提  
心、冤親平等、念報佛恩、念罪性空。又五種懺悔有。一者不  
必礼拝、應當憶念第一義。二者孝養父母、恭敬師長。三者正  
法治國、不邪人民。四者於六齋日、勸諸境內、令行不殺。五  
者深信因果、知仏不滅。觀普賢行法經曰、佛告阿難云、佛滅  
度後、佛弟子、若有懺悔惡不善業、但當讀誦大乘經典、(註②)  
又偈曰、一切業障海、皆從妄想生、若欲懺悔者、端坐思實  
相、衆罪如霜露、慧日能消除。是故應至心、勤懺六根罪。初  
ハ事ノ懺悔、次ハ理ノ懺悔ナリ。罪障ハ元妄想ヨリ生ズ。妄  
想生故ニ、其自性空ナリ。自性空故ニ本不生不滅、不一不

異、不常不斷、不來不去、非內非外、非中間、了不可得ナリ。シカアレバ、業障タトヒ、如須弥山ナリトモ、思實相。讀誦大乘經時、如霜露也。コノ霜露、至心勤懺ノ慧日ノミ能<sup>三</sup>消除セリ。至心勤懺、コレ各々ノ精進波羅蜜、兩足尊ナリ。佛々ノ暖皮肉ナリト、參取スベシ。

梵網序文曰、自知有罪方懺悔、々々即安樂、不懺悔罪益深。

又曰、乃至小罪中、心應大怖畏、有罪一心悔、後更不復犯ト。古ニ曰、若有失不悔則非直心、犯愆發露乃名直心。シカアレバ發露セズンバ直心ニアラズ。直心道場ニ安住セザレバ、イカデカ戒ヲ得ン。

高僧傳、曇無讖其本中竺人也。乃至讖初在姑藏、有張掖沙門道進、欲從讖受菩薩戒。讖曰、且悔過、乃竭誠七日七夜、至第八日詣讖求受、讖忽大怒、進更思惟、但是我業障未消耳、乃戮力三年、且禪且定。即於定中、見釋迦牟尼佛與諸大士授已戒法。其夕同止十四人、皆感夢如進所見、進欲詣讖說之、未至數十步、讖驚起唱言、善哉々々、已感戒矣。吾當更為汝作證、次第於佛像前為說戒相。時沙門道朗振響關西、當進感夢之夕、朗亦通夢。乃自卑戒<sup>三三上</sup>願求為法弟。於是從進受者、千有餘人、傳受此法、迄至于今。皆讖之餘則、ト。此ノ如勝功德現成スルコトハ、皆至心修懺ノ力ナリ。戒ハソレ白淨法ナリ。身器清淨ニシテ、乃受ルニ堪タリ。譬ハ垢ヲ洗テ、マタ衣ヲ染ルガ如シ。懺水心垢ヲ除テ、戒藍ソノ色鮮カナリ。

(註①) 『統曹全』に、「各又」あり。  
(註②) 『統曹全』に、「云云」とあり。  
(註③) 『統曹全』に、「曰」あり。  
(註④) 『高僧傳』第二「曇無讖第七」(『大正藏經』第五十卷、三三六頁下)にほぼ一致。  
(註⑤) 『統曹全』に、「臘」となる。「臘」は「臘」に同じで、「臘」を本字とする。

### 第五 說戒因緣<sup>三三三下</sup>

各自須ク信受奉行スベキモノハ、此ノ登壇受戒ナリ。ヤムモスレバ、心地無非自性戒ナリト、邪見邪會シテ、上千聖ニソムキ、下己レヲ損スルモノアリ。尤モ憐ムベシ。今諸人者、師ニツイテ受ケズンバアルベカラザルコトヲ發悟ス。時運ノ至レル、歡喜シツベシ。但宜シク隨佛依法、受師授資、饒益有情ノ菩薩位ヲ圓成スベシ。<sup>三三四上</sup>

元亨釈書榮西章曰、先是在萬年日、敝語曰、菩薩戒、禪門一大事也。汝航海來、問禪於我、因而付之。乃至其圖迦文已下、二十八祖達磨已來至虛菴。嫡々相承不括橫枝、五十三世、系連明<sup>註②</sup>、云々。

同聖一章曰、往野州長樂寺、從榮朝問別傳之道。朝者建仁西公之上足也。初西得敝菴禪門大戒之圖、爾就受之。

聖薰撰法燈年譜曰、仁治三年、師三十六歲。依城南深草極樂寺元和尚、受菩薩戒。元入宋時、從天童淨和尚、相傳之血脈



也。

傳教大師内證佛法血脈譜。光定大師一心戒文。(註③)此ラノ記スルトコロ、皆永平門下ノ所傳ト一般ナリ。(註④)

永平開祖、二祖同ク三祖ニ囑シテ云、菩薩戒作法ノ如キハ、懇ニ秘在シテ、見セシムルコトナカレト。是故ニ今ニ至ル迄、古叢林室中、多ク秘珍シテ見聞ヲ許サズ。(註⑤)

(三四上八行目)今此受授スルトコロノ、十六條大戒、西天東地日域、嫡々相承シテ、血脈貫通ス。實是一超直入如來地獨菩薩法也。ソ

ノ壇場ノ慎密、受授ノ軌則、一一儼然トシテ、佛々祖々傳來疑惑ヲ入ルベカラズ。如此ノ戒源、洞濟一轍ニ單伝スルノミニアラズ、神秀下五傳シテ、傳教是ヲ傳來セリ。然ルニ元明

ノ朝ニ至テ、ソノ傳已ニタヘナントシ、日國モ亦微々トシテ將ニ絶ナントスルノ中ヨリ興テ、數十年來今マ最盛ニオコナハル。誠ニ法門ノ慶幸也。各自歡喜奉重スベシ。

永平高祖、佛樹忌上堂曰、夫欲開演正法眼藏、有第一義門、有第二義門。拈拂堅拳、頂顛眼睛、鼻孔脚跟。擲下拄杖於階下曰、乃這個等、第二義門施設也。且道此外作麼生是第一義門。山僧今日、開演第一義門、所生功德、回向先師大和尚。

遂舉曰、迦葉尊者問阿難尊者、何等一偈出生三十七品及一切佛法。阿難曰、諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意、是諸佛教。迦葉然之。大衆要委悉這箇道理。良久云、佛樹甚深妙旨、猶

如今夢無先覺、弟兄佛口所生子、一偈單傳是本孝。

『石華老人開戒口訣』の紹介(本多)

佛樹和尚ハ乃祖ノ戒師ナリ。依之戒是一切佛法出生ノ第一義門ナルコトヲ拈擧シテ、以戒恩ニ報答ス。(三五五七)正知ベシ是個ノ一偈。是諸佛通戒ニシテ、佛々祖々護持傳來スルコトヲ。有般云、諸惡莫作時、自性清淨寶戒現成。何必衆善奉行ヲ用ンヤ。但此一句、雜業者ノ為ニ開示スト。又有力云ク、悟了、戒律ニカトワラズト。如此、戒緩乘急ニ似タリト云ヘドモ、未嘗シカラズ。唯是便私、誑狂禪小斷兒語。蓋聞、永平古仏在世時、如此輩演出シ玉フト。實ニ可恐不慎ベケンヤ。汝道、戒定惠一モ欠闕スル事アラバ、有智者誰カ汝ヲ知識ト称セン。

京兆興善寺惟寬禪師、因憲宗詔至閣下、白居易問云、既曰禪師、何以說法。師云、無上菩提者、被於身為律、說於口為法、行於心為禪、應用者三其致一也。譬如江湖淮漢在處立名。名雖不一、水性無二。律即是法、法不離禪、云何於中妄起分別、云々。如此單傳シ、行持シ、為人スルヲ、眞大善知識ト稱ス。嫡傳ノ祖師、孰不如是。實ニ欽慕シ奉重スベキハ、直下ノ祖師ノミ。タトヒ言、向上ニ、令直截ニ似タルモ、正眼ノ祖アリ、邪解ノ師アリ。宜ク辨ジ來テ參学スベシ。

禪定月舟和尚曰、佛海生海、血脈貫通、金剛正體、都在此中。(註⑥)

葉縣省云、宗師血脈、或凡或聖、龍樹馬鳴、天堂地獄、鑊湯

炉炭、牛頭獄卒、森羅万象、日月星辰、他方此土、有情無情。以手畫一畫曰、俱入此宗、此宗門中、亦能殺人、亦能活人、殺人須得殺人刀、活人須得活人句ト。

<sup>(註⑨)</sup> 積尊曰、金剛宝戒、是一切佛本源、一切菩薩本原、佛性種子。一切衆生皆有佛性、一切意識色心、是情是心、皆入佛性戒中、當々常有因故、有當々常住法身。如是最大殊勝戒光明、是我慈父大師、二大老漢、強發揮スルニアラズトイヘドモ、又是本有ニアラズ、是忽現ニアラズ、但是各自發心授受ノ端的、當々圓成シ、直下ニ具足者、個圓成底甘露門、機而無不摂、而物無不入。畜生乃至變化人トイヘドモ、尽本原自性赫々大光明中摂入來、一時活潑々地シムルモノナリ。雖然如此、計我著相者、不能是法信、滅盡取證者、亦非下種処。況又此ノ未發心、未受戒外道輩、<sup>(註⑩)</sup> 爭能得親近。新菩薩子、當知、金剛宝戒中、自然有如是活人句、有如是殺人刀。震旦日域ノ神祇等ニ、戒ニ依隨シ、戒ヲ尊重スルコト、不知アルベカラズ。且ク一二ヲ擧ゲン。

嵩岳元珪禪師、因有峨冠袴褶部曲繁多、輕步舒徐稱謁大師、珪觀其貌偉精爽不倫。謂之曰、善來仁者、胡謂而至、岳神稽首再拜云、我亦聰明正直於餘神、豈能不知師有廣大之知辯乎。願授之正戒、令我度世助其福祿。珪曰、神既乞戒、即既戒也。所以者何、戒外無戒、又何戒哉。神曰、此理也、我聞茫昧。止求師戒我身為門弟子。珪辭不獲、即張座焚香、秉炉

正机曰、汝汝五戒汝能奉持、嚮曰能、不能即曰否。神曰、洗耳傾聽、虚心納戒。珪曰、汝能不淫乎。神曰、我亦娶也。<sup>(註⑪)</sup> 曰、非謂此也、謂無羅欲也。神曰、能。曰、汝不盜乎。神曰、何乏我也焉有盜取哉。曰、非謂此也、謂饗而福淫、不供而禍善也。神曰、能。曰、汝能不殺乎。神曰、政柄在躬、焉<sup>(註⑫)</sup> 曰不殺。曰、非謂此也、謂有濫誤混疑。神曰、能。曰、汝能不妄乎。神曰、我本正直、焉能有妄。曰、非謂此也、謂前後不合天心也。神曰、能。曰、汝能不遭酒敗乎。神曰、力、<sup>(註⑬)</sup> 能。珪曰、如上是为佛戒。云々。

<sup>(註⑭)</sup> 吾朝皇太神宮、於淨眼寺、謁虎藏主乞戒、乃曰、我是此南五十鈴川上祖皇也。恒鑑師道状瞻望尚矣、今特希望師説示威音那畔之最大事。師乃知皇太神宮深默然、於是取拂燒香跪坐曰、夫威音那畔之最大事、誰説誰聽。祖皇微笑曰、渠洎説、我洎聽。乃徐々進座右曰、更請詳説、又且聽許果受大乘戒。師遂密示、密記、快應神勅。遂奉安法緯、曰高麟淨永大禪門。謝之、以藕絲法衣、珊瑚念珠、堆朱香合、充親施。如此戒德、虚空ノ如ク法界ニ等フシテ、普ク一切衆生ノ為ニ、實際ヲ莊嚴シ、輪廻ヲ超脱シテ、永ク無生不退ノ快樂ヲ證セシ。各乞、世ノ虚幻ヲ覺シテ、速ニ白業ヲ修セヨ。

(註①) 『統曹全』に、「唯」あり。

(註②) 「明霽(めいしかく)」は「明らかに調べる」意味。『統曹全』は「霽」を二字に見誤っている。

(註③) 『統曹全』に、「一卷」とある。

(註④) 『統曹全』に、「三卷」とある。

(註⑤) 『統曹全』に、「我が」とある。

(註⑥) 『統曹全』の、およそ三行文、『見性寺本』に無し。

(註⑦) 『統曹全』に、「已ニ」あり。

(註⑧) 『統曹全』に、「是ヲ」とある。

(註⑨) 『統曹全』に、「彼ノ」とある。

(註⑩) 戒には緩慢で持さず、聞法(乘)に熱心(急)なこ  
と。

(註⑪) 『統曹全』に、「多ク」とある。

(註⑫) 『月舟和尚遺録』(一七〇五年刊)の「対機」に、

問。師有道。仏海生海、血脉貫通、金剛正体、都  
在此中。如何是金剛正体。師曰。四大五蘊。進曰。

仏海生海是同是別。師曰。同別在汝辺。進曰。学人  
如何血脉貫通去。師便喝。

と、有る。

月舟(一六一八〜一六九六年)は、大乘寺に寛文十  
一(一六七一)年から九年間住し、その後の十六年間  
は宇治田原の禪定寺に移錫して寂す。

ここに「禪定月舟和尚」と示されることで、この口  
訣の雪心白痴当代がこのころかと推測したが、月舟の  
遷化は一六九六年、このころ雪心白痴は二十一歳ぐら  
いで、『月舟和尚遺録』刊行のころが三十歳と思われ  
る。

(註⑬) 『統曹全』に、「又」とある。

(註⑭) 『統曹全』に、「珪」とある。

(註⑮) 『統曹全』に、「也」とある。

(註⑯) 『統曹全』に、「又」とある。

『石華老人開戒口訣』の紹介(本多)

## 第六 説三歸依

淨三皈品曰、是三皈依、乃是一切無量善法、乃至阿耨

多羅三藐三菩提之根本也。

三寶有三種。

一、一體三寶。謂、如々妙理中、有覺性為佛寶。有離塵性、  
為法寶。有解脫和合性、為僧寶。

教授文曰、阿耨多羅三藐三菩提稱為佛寶、清淨離塵乃法  
寶、和合功德是僧寶也。是名一鉢三寶。

永平正法眼藏曰、證理大覺名為佛法、清淨離塵為法寶、至

理和合、無擁無滯名為僧寶。

四明曰、言一體者、上至諸佛、下至蠢動含靈、無不具此三  
寶也。所謂實相妙躰即一而三、名秘密藏。如世珍琦通名為

寶、即今諸人本有覺性是佛法。此性無染清淨是法寶。此

性柔和無諍是僧法。今勸諸人不得自輕、人々本具斯理、一  
一咸得成佛。如來由修證此一體三寶故、而能運大神通與諸

大佛事。此之三寶、在汝身中、如水凝氷、棄氷求水、無有

是處。若求融氷、善宜方便擬趣佛乘、非修不克。今既覺知  
此體、正向此寶作皈依處。

二、現前常住三寶、謂十方三世諸佛、為佛寶。所說教文、為

法寶。所被機緣、為僧寶。

教授文曰、現前證菩提名仏寶、佛所證是法寶、學佛法乃僧

寶也。是名現前三寶。

〔佛依仏法僧〕卷

正法眼藏分作二。一、化儀三宝、釈迦牟尼世尊佛寶。所轉法輪流布聖教法寶。阿若橋陳如等五人僧寶。二、理躰三宝、五分法身名為佛寶。滅理無為名為法寶。學無學功德名僧寶。

T四六卷八六〇上

四明日、言別相者、修行契證、妙覺果徳、法報應化、名佛寶。所説八万四千法蔵、十二部經名法寶。等覺已還、三乘聖賢名僧寶。

三、住持三寶。謂泥土木石、金銅彩繪之像為佛寶。黄紙朱軸、大小經論、為法寶。染衣剃髮為僧寶。（註④）

教授文曰、化天上化人間、或現虚空或現塵中乃仏宝。或轉海蔵或轉貝葉、化物化生是法寶。度一切苦、脱三界宅、乃僧宝也。是名住持三宝。

四明日、如是三宝、皆共可皈依。皈者皈源隨從之儀（註⑤）、依者依住依怙之義（註⑤）。

乃永皈依如是佛法僧、勿皈依外道天魔梵王帝釈等。

永平日、皈依。皈依。々々之相、譬如子皈父。依、衣伏。譬

如民依王。又云、佛大師故、法良藥故、僧勝友故。

カクノコトキノ三宝ニ帰依シ奉レルナリ。モシ薄福少徳ノ衆生ハ、三宝ノ名字ナオキキ奉ラサルナリ。イカニイハンヤ、皈依シタテマツルコトエンヤ。

（註①）『統曹全』の割り注部分だが、『見性寺本』では、三

字下げて、本文として示される。

（註②）『見性寺本』では、「教授文曰」以下引用部分は、典籍ごとに改行のうえ一字下がる。

（註③）『統曹全』に、「也」とある。

（註④）『見性寺本』に、書き込み「大灌頂神呪経曰三十六神護受三婦人、二十五神護持五戒人。況此大戒乃仏乃祖天神地祇、同所護念乎。」あり。

（註⑤）『統曹全』の割り注は、『見性寺本』では本文になる。

第七 説三聚淨戒

戒、梵尸羅、亦云清涼、亦云性善、以止過防非為義也。亦翻好善。好行善道不自放逸。又警也。謂警策三

業遠離緣非。

法數曰、聚集也。戒禁也。此三種戒、能撰一切大乘諸戒、故名三聚戒。

莊嚴論曰、初律儀戒以禁防為體、後撰善撰生二戒、以勤勇為躰。

一、撰律儀戒。滅一切惡（戒如大明灯、能消長夜暗、此説此戒也）。

教授曰、諸佛法律所窟宅、諸佛法律所根源也。

莊嚴論曰、一切律儀無不聚撰。律即法律、是禁止之義。儀式。是軌範之義也。

謂撰律儀、十重・六八。瓔珞之文。

二、撰善法戒、生一切善（戒如真宝鏡、照法悉無遺、是説此戒

也。

教授曰、三藐三菩提法、能行所行道也。

莊嚴論云、所行之行、能撰一切善法、及聞思修三慧、布施等六度之法、無不聚撰。

謂撰善法、八萬四千諸佛法門。同上。

三、饒益有情戒、利一切也(註③)。戒如摩尼珠、兩物濟貧窮、是說此戒也。

教授曰、超凡越聖、度自度他。(註④)

論云、謂能撰受一切衆生也。能撰之行即是慈悲喜捨。(註⑥)

謂饒益有情、六度四心。

過去諸佛依此戒、成正覺。現在諸佛、修此戒、成正覺。(註⑤)。未來

諸佛、學此戒、成正覺。汝等亦受此戒、可為菩提正因。

四(註②)明云、已成十方世界妙善戒法猶虛空、如雲如蓋、覆汝頂上。

又云、此戒法、從汝頂門、流入身心、非色非心、無形無相、不覺不知、充滿正報。當知汝身、汝心、即是無邊功德之聚。各須於三宝前、生大慶快、切在志心護持。勿令毀犯。

(註①) 『統曹全』では、「第八説三聚淨戒」下の割り注だが、三字下げて本文に有る。

(註②) 『統曹全』に「十三」とあるが、『一代経律論釈法教』卷第十一の「三聚戒」に見られる。

(註③) 括弧内は、『見性寺本』の割り注。

『石華老人開戒口訣』の紹介(本多)

(註④) 『統曹全』に、「也」あり。

(註⑤) 「瓔珞之文」というのだろう。

(註⑥) 『統曹全』に、「云云」あり。

(註⑦) 『大正藏』四十六卷八六一頁中。『統曹全』に比べ、『見性寺本』は正確。

### 第八 説十重禁戒

(註①) 小乘ハ三界出離ヲ要トス。故ニ姪盜殺妄ト次第ス。大乘ハ慈悲ヲ要トスル。故ニ、殺盜姪妄ト次第ス。三界

輪廻ハ、愛執ヲ本トスルユヘニ、一切有命ノ者ハ、具仏性ノユヘニ、菩薩戒ヲ要トス。

(註①) 『見性寺本』は三字下げる。

### 不殺生戒第一

一切有命者、不可自殺、教人殺、見殺不隨喜也。一切衆生、惜命、大小貴賤、皆如吾命惜、準可知之、菩薩行願、於一切衆生、垂一子慈悲、何忘之奪其命哉。何況殺生人、生々世々短命、諸仏得長壽、依不殺生之力也。(註②)

教授曰、生命不殺、佛種增長。可續佛慧命。莫殺生命也。

一心文曰、十方界心、於常住法中、不起斷滅見、為不殺生戒。

スデニイフ、不殺ハ佛種增長ト。則知、殺ハ但殺命ノ罪ヲ成

スノミニアラズ、更成逆罪、至罪至重、豈大ニ誠懼セザランヤ。

### 不偷盜戒第二

一切有主物、不可自盜、教人盜也。菩薩行願、於衆生垂利益、還盜人物可令人苦惱哉。盜犯人生々世々得貧窮報、永不成財宝主。貧諸道障礙也。（註①）盜犯則貧窮因縁也。尚不受富貴人天報、況得万德佛果乎。

教授曰、三輪清淨、無所希望、諸佛同道者也。

法苑珠林第七十四云、方等經曰、菩薩言、五逆十惡我所能救、盜僧物者我不能救。

一心戒文云、十法界色心於不可得法中、不起可得念、為不偷盜戒。

智度論曰、若犯餘戒、於異國中有不以為罪者。偷盜人、一切諸國、無不治罪、況亦教道俗、大小乘戒、悉制為重、須俯慙自深誠此事、雖有輕重分、守之一貫、或如註家說、凡非理損壞他財名盜。

諸法實相故、財亦實相ナリ。施者空、受者空、施物空。畢竟清淨ニシテ、無得無失。一切所処、空々寂々、何ノ希望スル所ゾ。姦盜ノ賤名、鄙俗尚恐。佛子豈ニ不慎ニ忍ンヤ。

（註①）『統曹全』の三五九頁十行目「古徳曰」以下、『見性

寺本』に記載無し。

### 不貪婬戒第三

不可自行婬欲、教人行婬欲也。輪廻生死、不絶者、是因婬愛之過也。是故、願無上菩提人、厭非梵行、如怖毒蛇、仍出家菩薩、永不可其情發。（註①）況有其事哉。在家菩薩、堅可持不邪婬戒也。謂於我色之外、不可念他色。行邪婬者、現世有三過。一傍人輕之、吾心常苦。二偕老同死之友、反如怨敵。三伺他色者、必損身命。願仏道人、不可不慎。

教授曰、心境如々解脫門開。

一心文曰、十法界色心、於無着法中不生著愛、為不婬欲戒。華嚴經曰、是五欲者是衆魔境界、愚人所行、諸佛呵責。（註②）障道法、能障生天、況於無上道。

凡ソ佛子タルモノ、決定ノ心操アリテ、或ハ苦逼ニ逢トモ、（註③）堅ク慈悲孝順ニ住シテ、如來清白ノ行ヲ以テ、一切衆生ヲ救度スルコトヲ、離ルベカラズ。豈損己壞人、我道ヲ汚辱センヤ。

（註①）「發其情」の誤りか。

（註②）『統曹全』に「又曰」あり。

### 不妄語戒第四

不可自妄語、教人妄語也。受地獄熾盛之業苦、必由妄語罪、

生々々々、不被信人、現在生間、亦人輕之、設捨身命、不可妄語。

教授曰、法輪本轉、無缺無剩、甘露一潤、得實得真也。

一心文曰、<sup>(註①)</sup>於不可說法中、不說一字、為不妄語也。

智度論曰、妄語者不淨心、欲誑他覆隱實、出異語生口業、是名妄語。又曰、四種口業中、妄語最重故。復次但說妄語、已攝三事(綺語、惡口、兩舌)、畢竟因癡妄成、豈學仏道者所為乎。

三業ノ所造、十惡ノ中、口罪最多シ。口罪ノ中、妄語最重キコト、深恥誠ムベキ所也。常省法輪甘露之實、請莫犯。

(註①)『統曹全』に「十法界心」とあり。尚、三六一頁の二行目「夫從上不退」以下十二行目まで、『見性寺本』に記載無し。

### 不酤酒第五

今戒菩薩之心行也。故禁酤酒。

不可自酤酒、教人酤酒。菩薩行願、可令人生智慧、然還酤酒、令人顛倒、其罪無量。

教授曰、未將來莫教侵。(註①)

一心文曰、十法界色心、於本來清淨法中、不生無明、為不飲酒。

酒是迷亂起罪之物、飲者必先有三十六過失、道俗皆誠、況酤

令他犯重罪、今專菩薩戒也。故禁酤與多人、如是ノ受授、是即大明ナリ。

(註①)以下の「如是受授是即大明也。」、「見性寺本」になし。

### 不說過戒第六

不可自說教人說、四衆者比丘比丘尼優婆塞優婆夷也。不可說其過失、若說之、如獅子身中虫、自食師子肉、吾既為仏弟子、何說同法兄弟過哉。若說之即謗佛也。

教授曰、於仏法中同道同法同證同行也。莫教說過、莫令亂道。

一心文曰、十法界色心、於無過患法中、不說罪過、為不說四衆過罪戒。

### 不讚毀自他戒第七

不可自讚毀他、教人自讚毀他、謂先戒限佛弟子、今戒不毀一切衆生戒。一切衆生、皆有佛性誰貴誰賤、況生々世々父母兄弟也。一念一言不皆之、經律之中最制之。

教授曰、乃佛乃祖、證尽空證大地、或現大身、空無中外、或現法身、地無寸土。

一心文曰、十法界色心、於平等法中不說自他、為不自讚毀

二七  
他戒。

平等性中、豈容別證、若證得異法、於理隔別。卒自他違順ニ  
渉ル(註①)。千万好處アルモ、尽ク皆逆境トナル(註②)。同得同證、乃佛  
乃祖、ソノ性相、空洞無碍、證得空、無内外、何レカ自、何  
レカ他。從來不見自己方寸、何更讚之毀之義アラシヤ。異同  
逆順、終軌轍ナシ、向何処容讚毀。(註③)

(註①) 『統曹全』に、「設」とある。

(註②) 『統曹全』に、「十」あり。

(註③) 『統曹全』の三六二頁六行目「不可自慳」以下は誤  
写。『見性寺本』によつて第八戒であることが明瞭と  
なる。尚、底本である『岸沢文庫本』も、改行のみで  
戒目が示されない。

《三六二上六行目》  
不慳法戒第八(註①)

不可自慳教人慳、謂、檀度佛道之初門也。慳貪菩提怨敵也。

若人不行檀波羅蜜、未入菩薩員、必墮餓鬼道、是故有來求二  
施者、隨力施與。然不施一草一塵許、反更罵辱得重罪。

教授曰、一偈一句萬功萬德也。一法一證、諸佛諸祖也。從  
來未曾不惜也。

一心文曰、十法界色心、於真如周遍法中、不起一相堅執、  
為不慳貪戒。

半字滿字、充溝塞壑、佛身法身、如虚空、似水月、不可遮

障、何論欠缺、若慳則背理失功德、菩薩悲願、宜能等心惠  
施。

(註①) 『統曹全』に戒目「第八不慳法戒」との記載なし。

不瞋恚戒第九

不可自瞋不受悔、教人瞋不受悔、若發瞋恚為人作怨、還為我  
怨。爭觸事瞋恚競發、則忍靜、必為心師、不師心、菩薩若起  
瞋恚、造罪為真破戒、或於有情或於非情、努力不可起瞋恚、  
若對人發瞋恚時、人以善言懺謝還可和平、瞋隔得重罪也。

教授曰、非退非進非虛非實、有光明雲海、有莊嚴雲海。

一心文曰、十法界色心、於無我法中不計實我、為不瞋恚  
戒。

智度論曰、菩薩思惟、若衆生瞋惱加我、々當忍辱、若我不  
忍、今世心悔、入地獄受苦無量。

華嚴經曰、起一瞋恚心者、一切惡中無過是惡、須知瞋恚惱  
自己如是、況更前人來謝猶瞋 不辭哉。所以道、忍之為德

持戒苦行不能及也。

瞋ノ為惡、人皆非不知、知而故犯スル時ハ、當忍波羅蜜ヲ失  
却スルノミニアラズ、万過忽現ズ。

古曰、夫瞋者因境起、而有進退、有虛實。若自他相反、則必  
瞋發。或人進自退、或己進勞他退休、或己進取、他退棄、或



己虚瞋他實、己實怨他虚。一一以背己成瞋怒。菩薩慈悲戒中、豈有如是相瞋理。已不背一切境、則尽現成順境界、忍衣於諸莊嚴、最為第一。慈光能照一切、順逆齊忍受哀損也。柔和善順、自離進退等偏局、永成莊嚴光明雲海、須奉行。

釋道乘觀山西塔宝幢院正算徒。少年持法華、昼夜無懈、而性多瞋。常以龜語。于諸友、怒罵僮僕。恚息扣頭悔謝、或對佛像、大眾發露、陳懺。一時夢出上觀山到柿下、遙見山上、自翠微至岳頂、金樓銀閣。嚴麗殊妙。其中填置無量經典。黃卷朱軸金銀泥書。乘見了生希有心。傍有老比丘、問曰此經閣、妙絕。誰須造。比丘曰、是汝年來所讀也。依此善力、當生淨刹。乘聞而悅、忽有火起經樓悉灰。乘問比丘因何火起。比丘曰、汝曠時、所持經功、多遭焚燒。若恚恚持誦、安養之生、又無疑。乘夢醒懼悔、乃於佛前誓止忿瞋。

(註①)『統曹全』に、「後」あり。

### 不謗三寶戒第十

不可自謗三宝。謂、仏法僧福田、現世後生依怙也。既皈依了。何還致謗、々三宝者於功德善根、致是非、偏執。聞謗因緣無量也。若菩薩聞謗三宝之聲。惱痛如以三百矛刺心。何況口自謗、教人謗哉。若有謗者、洗目洗耳不可見聞。

『石華老人開戒口訣』の紹介(本多)

教授曰、現身演法世間津梁、徳皈薩般若海、不可稱量。頂戴奉行也。

一心文曰、於一如法中、不起生佛念、為不謗三寶戒。

尊崇三寶故ニ、歸シテ其戒ヲ受ク。受已則三宝ノ一數ナリ。都テ謗スルノ理ナシ。或在家ノ菩薩ニ授クル一戒ニ似タリト云モアリ。或不信ヲ謗三宝ト云モアリ。或不癡謗三宝ト、癡ニヨリテ謗ヲ生スルヲ云モアリ。何レニモアレ、謗三寶戒ハ、大戒十六條ノ總クムリナリ。一一ノ禁戒ニ遵敬ヲ生シ、專誠ニ護持スルヲ、不謗戒ト云ナリ。現身演法ノ人ニ付キテ、可否ヲ説クヲ謗三宝トイフカ、是ハ最モ有易キ犯戒ナリ。總クムリトシテ、受授スヘキ一戒ナリ。然ラバ現前三寶ヲ專ラ云ナリ。頂戴奉行スベキナリ。

(註①)『統曹全』に、「又生仏ノ見ニ渉ルヲ謗ト云モアリ。」有り。

### 第九 大小簡異

古人云、持戒セント發心スルニ、先大小乘ノ異アリ。殺生スレハ、黒業報ヲ受ルト恐テ、戒ヲ受レハ、小乗戒トナル。慈悲心ノ故、受持バ、大乘ノ菩薩戒トナルト、云々。聲聞菩薩ノ優劣ハ、声聞ハ悉自求涅槃為シテ、度衆生為アラズ。此故其戒尽形壽ニシテ、尽未來際ノ誓期ナシ。菩薩ハ願

已廣大ナル故ニ、其戒最勝出。声聞戒ハ、佛曾牛跡ニ譬ヘ玉フ（註③）。

佛言、如是知声聞毘尼猶如牛跡。小無功德、無可讚歎。大海有無量功德。可歎。當知、菩薩毘尼亦復如是。文殊言、如破瓦礫、不可修補、是声聞毘尼。如金銀器破還可修治、是菩薩毘尼。

般若云、二乘善根如螢火。唯照自身、大乘善根猶如日光導一切故、ト。然モ優劣如是ナルノミニアラズ。

莊嚴論曰、雖恒処地獄、不障大菩提、若起自利心、是大菩提障ナリト。ソレ實ニ可畏。

慈覺大師ノ云ク、地獄ニ墮シテ無量劫ヲ經トモ、小乗ノ法ニオイテ、手ニモ取ラジ、口ニモ譎ゼジ。縦ヒ白癩野干ノ身ヲ受トモ、二乗自調ノ行ヲナサジト。如是ノ優劣枚擧スルニ尽シガタシ。宜審細習學。

傳教大師頭戒論ニ、菩薩戒聲聞戒ノ別異ヲ揀別ス。考エ見ルベシ。（註⑥）

（註①）『統曹全』に、第五章とされ、以下第九章まで章立てが異なる。

（註②）『統曹全』の章末（三五三下、九行目）に有る文。

（註③）『頭揚大戒論』「大小二戒差別篇一」（『大正藏』第七十四卷）六六二頁上にあり。「大小二戒差別」の第一。

（註④）『統曹全』に、「又」あり。

（註⑤）『統曹全』に、「又曰、」あり。

（註⑥）『統曹全』の文末、「古人云、」以下は、『見性寺本』では文頭。

### 第十 戒壇縁起

筑前州觀世音寺戒壇院住持比丘燈運照記

夫戒律ハ、禪定智慧ノ基、成佛ニ至ルノ正路ナリ。故ニ受ルニ軌則アリ。壇ヲ築ニ其式アリ。釋迦牟尼佛成道十年ニ、樓至菩薩ノ請ニ依テ、祇園精舎ノ外院、東南ノ隅ニ、始テ戒壇ヲ築キ玉フ。南山祖師ノ圖經ニ見ユ。其後チ佛法震旦ニ流テ、南宗ノ元嘉十一年、求那跋摩尊者、戒壇ヲ南林寺ニ築キ、僧尼ノ受戒ヲ營ム。是レ漢土、壇ヲ築ノ始ナリ。本朝ノ天平勝宝年中、聖武帝ノ請ニ應シテ、大唐ノ鑑真大師、東大寺大佛殿ノ西ニ、戒壇ヲ築キ玉フ。皇帝ヲ始メ后妃百官競テ登壇シ、菩薩ノ大戒ヲ受ケ、天下ニ勅ヲ下シテ、一切ノ僧尼、南都ニ來テ戒ヲ受ケ、律ヲ學バシム。大師招提寺ヲ建立シ、亦戒壇ヲ築玉フ。孝謙帝始テ登壇受戒シ玉フ。然ルニ東關海西ノ人、中國ニ來テ登壇受戒スル、其勞少ナカラズ。故ニ淡路廢帝、天平宝字五年、詔アツテ下野國藥師寺ト同ク、此戒壇ヲ觀世音寺ニ築キ、東西邊方ノ受戒ヲ營マシム。其コト國史ニ昭々タル所ナリ。剃髮染衣ノ者、誰カ此靈壇ニ登ラサラン。聖勅ノ輕ラザル、上古ノ諸祖、或ハ中國、或ハ兩

邊、登壇受具セザルハナシ。眞大師始テ本國ノ請ニ應ジ玉フ時、天竺ノ道場、並ニ、大唐西明寺ノ土<sup>(註⑥)</sup>ニ和シテ築キ玉フ。乃チ戒法ノ血脈、三國相承セルコトヲ表シテ也。是戒壇ヲ築キタルコト易カラザル。誰カ仰ガザラン。二百五十ノ善神アリテ、此戒場ヲ守護ス。若一戒ヲ持テバ、一神守リ、二戒三戒モ亦然リ。徒ニ此庭ニ詣テ、此壇ニ登ル者モ、何ゾ災ヲ除キ福ヲ致サザラン。成佛ノ結縁疑フベカラズ。于時<sup>(註⑦)</sup>宝永五年佛歡喜日。

(註①) 筑前觀世音寺戒壇院の住持比丘であつた運照慧燈(一七二〇年一月寂)によつて、宝永五(一七〇八)年に刊行された『戒壇縁起』に相当。

当拙論(1)の(註②)を参詳のこと。以下の註は、これによつて示した。ただし、語句や表記の僅かな相違点は省略した。

(註②) 原典では、文末の「寶永五年佛歡喜日」に続いて、「筑乃前州觀世音寺戒壇院住比丘燈運照記」とある。

(註③) 「其戒」は、原典に「其式」。

(註④) 「謂」は、原典に「請」。

(註⑤) 原典に「曲ク」と有る。

(註⑥) 原典に「土ヲ將來シ、本國ノ土ニ」と有る。

(註⑦) 原典に「于時」無し。

〔三六四上 第十一に相当〕  
集要戒目 (註①)

梵網、虚偽作師戒。諺註曰、不解戒律持犯因緣、詐而為解

『石華老人開戒口訣』の紹介(本多)

相、制人授。

同、惡求弟子戒。自不解戒律、貪名利恭敬故、為解相、制欺誑他人授。

大灌頂神咒經曰、三十六神、護受三皈人。二十五神、護持

五戒人。況此大戒、乃佛天神、地祇龍衆、同所護念。

波羅提木叉<sup>(三六四下)</sup>。此云別解脫、持一事得一解脫、別々不同故、

又或三業、七支、各々防非、別々解脫故。

波羅夷<sup>(三六四下)</sup>。此云他勝処、善自惡他、惡法所勝、戒是持犯所依

以名處、善法養己名目、惡法損己名他。

又此云極惡。又云棄。言惡極罪大、永為棄物。

又云斬頭。或云、他勝処、大乘之譯、極惡棄小乘之譯。

性戒<sup>(三六四下)</sup>。遮戒。性者即旧戒、不待佛制、性是善惡也。故名為

性。遮者乃遮止也。佛出世立制遮止。若犯此戒違遮結罪。

又、性戒莫問受与不受、持即善。若受持生福。

毘尼<sup>(三六五上)</sup>。此云律、或云滅。

薩般若<sup>(三六四下)</sup>。秦言一切智相、因名般若、果名薩婆若。

偷蘭遮<sup>(三六四下)</sup>。名大遮。言障善道後墮地獄。體是鄙穢。從不善體

以立名。明了論、為龜。又翻醜惡。

突吉罪<sup>(三六五上)</sup>。此云惡作。

五逆罪<sup>(三六五下)</sup>。又云五無間、殺父母、破和合僧、出佛身血、殺阿

羅漢僧、破羯摩僧。

七遮罪<sup>(三六五下)</sup>。殺父母、殺和尚、殺阿闍梨、破羯摩僧、殺十地聖

人、出佛身血。

梵網曰、不得與七逆人現身受戒。古迹云、未懺七逆猶罪現存故、言現身不得戒、若依教懺罪滅應得。

集法悅經、辨誦陀羅尼、滅五逆罪。并有懺法。民字函觀虛空藏菩薩經也。

永平隨聞記曰、逆罪、悔テ受戒セバ授クベシ。況菩薩ハ、縱自身破戒ノ罪ヲ受クトモ、他ノ為ニハ受戒セシムベキ也。

佛堅ク禁止許シ玉ハザルハ、逆罪最重故ナリ。又開シテ授ハ、菩薩悲願ニシテ、又至心懺悔ノ功德力ナリ。然レドモ懺

悔至誠ナラズ、懺法嚴密ナラザルニハ、決シテ授クベキニアラズ。懺法ハ、集法悅陀羅尼經ニヨリテ、三年七年、或ハ十

二年、乃至三十五年、萬事放下シテ瀝誠（註⑩）或ハ好相ヲ得テ、自心清淨ナルコトヲ覺得シテ、始テ得戒スベシ。（註⑪）

羯摩（註⑫）翻云業、亦云所作。百論云事也。義翻為辨事。天台禪門翻為作法。

通別二受期限。別受、五戒、八戒、十戒也。是共聲聞故、（註⑬）形壽限。通受、三聚淨戒等大戒通受也。到佛身限。

布薩（註⑭）此云相向說罪、半月舉罪懺悔、如是住者、皆清淨聚。故云淨住。又云、布薩者梵語、正音名補殺多、此云淨

住、謂三業淨潔名淨、即戒無毀缺也。與衆和合名住。（註⑮）僧用六物。九條衣、七條衣、五條衣、漉水囊、應量器、隨

坐具。（註⑯）（九條之壇隔、二長一短、三長一短、兩說、共見正法眼藏。）

（註⑰）不殺、不盜、不婬、不妄語、不飲酒、不臥高廣大床、不華鬘璽路、不歌舞。

六齋日（註⑱）初八、十四、十五、廿三、廿九、卅。

大論曰、何故六齋日受八戒、修福德。答曰、是日惡鬼逐人、欲奪人命。疾病凶衰、令人不吉。是故聖人、教持齋、修福以避凶衰。

九齋日（註⑲）月六齋日。加歲之正。五。九月之三。十齋日（註⑳）初一、初八、十四、十五、十八、廿三、廿四、廿八、廿九、三十。

偷盜（註㉑）義寂云、盜猶不與取之名也。竊取名偷、頭奪名劫。未會有經曰、波斯匿王遊臘山中覺飢、走馬索食、而

無現食。瞋怒迷荒、教殺厨監。末利夫人、即辨酒肉名香、莊嚴將諸妓女、往至王所。王瞋止相共娛樂。輪傳王命、不殺厨監。王明日悔殺厨監。夫人笑曰、其人猶在。王歡喜。末利夫

人持佛五戒、月行六齋、一日之中、犯飲酒。妄語。香油塗身三戒、就佛求悔。佛言如此、犯戒生大功德。

婬欲。智論曰、如一美色、姪人視之以為淨妙。等婦見之姪

瞋憎惡、目不欲見、以為不淨。姪人見之為樂。姪人見之為苦。淨行人觀之得通、無豫人見無所適莫。如見土木、若此美

色、實淨四種人觀、皆應見淨。若實不淨、四種人、皆應見不淨。以是故知、好醜在心、外無實也。

維摩曰、斷婬怒癡、是聲聞。俱婬怒癡、是凡夫。大士觀姪

怒癡、是涅槃。

上廁。虛空藏經曰、若懺罪人、治廁八百日、能滅罪咎。

三劫千仏。莊嚴劫、諸佛出世莊嚴國界故、曰莊嚴劫。賢

劫、劫初時、水輪上有千葉蓮、有賢聖影、出現成道、故曰賢

劫。星宿劫、諸佛出世、如星宿列故、曰星宿劫。

(註①) 前章末尾から四行あけて始まる。『統曹全』の「発

菩提心」(三六四頁上)、「懺五法」「五種懺悔」(三六五頁上)と「四重禁」「五戒」「十善戒」(三六六頁上)の項目は、『見性寺本』には無い。また、「妄語」「姪欲」「上廁」「三劫千仏」の項目が見られる。

(註②) 『統曹全』に、「梵網古迹云、」とあり。

(註③) 『統曹全』に、「波羅夷」とあり。

(註④) 『統曹全』の割り注の内容。『見性寺本』では本文。

(註⑤) 『見性寺本』「惡」に×印あり。

(註⑥) 『統曹全』に、「善見云、儉蘭」とある。

(註⑦) 『統曹全』に、「者。又」あり。

(註⑧) 『統曹全』に、「解儉蘭」とある。

(註⑨) 『見性寺本』では、総て本文。

(註⑩) 『統曹全』に、「有説」とある。

(註⑪) 『統曹全』に、「懺悔シテ」とある。

(註⑫) 『統曹全』に、「マサニ」とある。

(註⑬) 以下、『統曹全』に、記述なし。

(註⑭) 『統曹全』に、「南山曰」とある。

(註⑮) 『統曹全』は「神殺多」と誤っている。

(註⑯) 括弧内、『見性寺本』の割り注。

(註⑰) 『統曹全』では、「八戒齋」の項を設けている。

『石華老人開戒口訣』の紹介(本多)

(註⑱) 『大正藏』二十五卷一六〇頁上。  
(註⑲) 『未曾有因緣經』卷下、『大正藏』第十七卷五八五頁中。

(おわりに)

序の末尾に明和六(一七六九)年とあるが、雪心白痴が寛保元(一七四一)年に示寂しているので、卍山の『禅戒訣』や指月慧印の『禅戒篇』などと同時期に展開した説戒ということになるう。つまり、『石華老人開戒口訣』は、禅戒を説示する江戸宗学の典籍としては最初期の部類であるとの見方が適切と思われる。

また、『曹洞宗全書』「禅戒」に、『禅戒伝耳録』(三八九～四〇四頁)があり、冒頭に「派如宗自跋」と記され、末尾には「于時明和四丁亥三月九日、寫之。」(一七六七年)との紀年が見られる。

如宗了派(一七六五年)も、益堂雲甫や雪心白痴に師事しており、『禅戒伝耳録』の「戒由第一」には「戒壇略記」と題して、先に紹介した観世音寺の「戒壇縁起」が略出されている。また、この『禅戒伝耳録』の手書本が、やはり出石の龍福山見性寺に所蔵されていることなどからも、深い関係が予測されよう。